

ニュースレター 事業短信

from AIKOH

2018(平成30)年10月19日(金) No.154

<発信者> 社会福祉法人愛光理事長・法澤奉典
043・484・6391(本部) / 043・484・6571(理事長室直通)

(URL) <http://www.rc-aikoh.or.jp/>

(Eメール) mail@rc-aikoh.or.jp

CONTENTS (今月号の内容)

- * 日誌抄録(1頁) : (2018年9月1日～)
- * おもな動き(2頁) :
 - ・ “一隅を照らす” 活動に感謝
 - ・ 定例理事会 ほか
 - ・ 職員状況(2018年9月中)
- * 現場の内外で(3頁) :
 - ・ やりたいと決めたときのエネルギー
 - ・ 残念な「介護離職」
- * 情報&ニュース(4頁) :
 - ・ 認知症の「ピアサポート」
 - ・ ほんもののボランティア文化
- * マイタウン(5頁) :
 - ・ RUN 伴千葉2018
 - ・ Salon de ともいき始動
- * 三代目燈台守(6頁) :
 - この姿勢から学ぶものは何か

▽日誌抄録(2018.9.1～)

月/日(曜)	記事
9/1(土)	防災の日
2(日)	佐倉施設協主催就職フェア
4(火)	台風21号関西地方に上陸、関空などに被害
6(木)	施設長会議(本部第1会議室) / 北海道胆振東部で震度7の地震
8(土)	RUN 伴2018千葉 in 佐倉(認知症啓発イベント)
11(火)	リスクマネジャー養成研修
12(水)	総合防災訓練(本部事業所) / サービス(管理)責任者会議(本部第1会議室)
17(月)	敬老の日
18(火)	後援会運営委員会(本部ボランティア室)
21(金)	ボランティア交流会(はちす苑千田ホール)
23(日)	秋分の日
24(月)	(振替休日)
26(水)	施設長会議(本部第1会議室) / 給食施設巡回指導(本部調理室)
29(土)	理事会(本部第1会議室)
30(日)	台風24号接近により根郷地区敬老会中止
10/1(月)	本年度ノーベル医学生理学賞、本庶佑・京大特別教授に決定
5(金)	韓国ラファエルの家 任(イム)院長来訪(～7日)
6(土)	愛光秋まつり / 千葉県視覚障害者福祉大会(我孫子市)
8(月)	体育の日

ここ数年の秋まつりを振り返ると、“文句なしの秋晴れ”とはいかなかった印象があります。そういえば、かつてはテントが吹き飛ばされる突風に見舞われたり、降り出した雨を避けて会場を屋内に急きょ変更…と、トホホの年もありました。

今年は「これぞ秋まつり！」といえる文句なしの好天に恵まれました。例年に増す人出となり、大賑わい。少々暑いくらいの陽気の一日でした。

イベント開催にご協力いただいた皆様に、心より感謝申し上げます。

▽おもな動き

“一隅を照らす”活動に感謝

第24回愛光秋まつり当日、長年にわたりボランティアとして貢献のあった下記の個人・団体に感謝状が贈られました。

- ◆【個人】市川 和子様（はちす苑における生け花クラブ活動支援）
- ◆【個人】大矢かず江様（南部児童センターにおける生け花クラブ活動支援）
- ◆【個人】南 淳子様（はちす苑デイサービスにおける活動支援）
- ◆【団体】㈱千葉薬品様（障害者支援施設入所者に対する日用品等の訪問販売活動）

ボランティア交流会

常日頃愛光各事業所で活動されているボランティアの皆さん同士の交流と法人としての感謝の場として毎年開催しているボランティア交流会が、9月21日（金）、はちす苑千田ホールにおいて行われました。66名の参加をいただき、理事長、事業部長及び各施設長よりお礼の言葉を申し上げ、アトラクションの佐倉市八街市酒々井町消防組合消防音楽隊の吹奏楽演奏を楽しんでいただきました。普段はそれぞれ単独で各施設を訪問し活動されている皆さんが顔を合わせ、懇談のひとつときを過ごしていただきました。

食事サービス業務巡回指導

集団給食を実施している事業所への立入巡回指導監査（印旛健康福祉センター＝保健所）が、9月26日（水）に実施されました。本部事業所の栄養関係書類の整備と食品衛生管理状況の監査が対象でした。厨房内換気扇についている埃（ほこり）の清掃、天井にある使用していないフックの除去、食器洗浄機前の床面の改善（ドライ化）などの指摘をいただきました。早速これらの指導に沿った改善措置にとりかかります。

なお評価については後日文書で通知されることになっています。

定例理事会

9月29日（土）、本年度第2回（通算285回）理事会が理事9名・監事2名の役員全員が出席し行われました。当日上程・承認された議案は次のとおりです。

- ・はちす苑定員増床計画に伴う改築整備設計監理業務委託契約について
- ・2019年度給食業務委託契約について
- ・報告事項（事故苦情状況、職員懲戒ほか）

■職員状況 (2018年9月中)

- * 採用：2（パート2）
- * 退職：1（常勤嘱託1）
- * 2018年9月30日現在：職員現員358人
（正職163／サポート又は常勤嘱託42／パート又は非常勤嘱託153）
- * 育児休業：0 * 休職：1（9/3 復帰）

▽現場の内外で

やりたいと決めた時のエネルギー

＜高校中退以降ひきこもり状態で、24歳を迎えたKさん。「もうひきこもりは嫌だ。仕事をして外に出る」と決心し、この春からワークショップかぶらぎに来ている。2か月ほど経ったころ、「体を動かす仕事で週3～4日のアルバイトをしたい」との申し出があり、倉庫内のピッキングの仕事に就いた。

かぶらぎ利用当初、「僕は幻視のような症状があり治まっていない」と話していたが、今彼が取り組んでいることの障壁にはなっていないのだろう。それを言うてくることはない。彼にはただ、仕事と症状と、どちらも抱えながら、それでも仕事人としての毎日を乗り切っていきたいという意思がある。

先日“正社員で働く”ということについて話し合った。本人は最初「もう無理でしょう」と言っていた。スタッフから「24歳で高認（高卒認定資格）を取得しているならトライできるのでは？」と言うと、しばらく考えて「実はずっと憧れていた…やってみたい」。その声は小さかったが、心の奥にくすぶっていた想いにポッと火がついたような一言であった。彼がひとつの大切なエネルギーの出口を見つけた瞬間のように思えた＞

＜かぶらぎ利用者のNさんがリホープのクリーンスタッフ（非常勤）として採用された。これまでかぶらぎでもクリーン&メンテナンス部門に所属し、館内清掃に取り組んでいた。特に就労に向けた訓練をしてきたというわけではない。日々の清掃活動の中で本人が自信をつけ、仕事がしたいという思いに至ったのだろう。リホープの求人広告を自分で見つけ、応募から面接まで全て自力で行い仕事に就いた。

ここでも本人の思いに火がつき動き出すエネルギーの力強さを感じた＞

上記の2事例は「一般就労したい」という人には、具体的に職を探し、仕事に就きながら本人を支援するIPS（個別就労支援プログラム）と呼ばれるアプローチである。

IPSとは、働きたいという気持ちを何よりも最優先し「実際に企業に就職して（place）、そこで必要なスキルをその場で学んでいく（train）」といった **place-then-train** モデルによるアプローチのことである。就労に向けてニーズに合わない訓練を続けるよりも、自分が希望する職種に就いて働くことで必要なスキルが身についていくという考え方で、教育・訓練を経てからという考え方は一線を画す。

（ワークショップかぶらぎサービス管理責任者：宮部和樹）

残念な「介護離職」

介護離職問題は当の介護現場にもあります。特養・はちす苑で1999年の開設以来ケアスタッフの中心になって活躍し、定年後は後進の育成に献身してこられた吉宮雅子さん（元施設サービス課長）が9月末で法人を退職されました。故郷の山形で高齢のお父さんの介護にあたられるためです。介護の現場でこれから経験を積んでいく人たちにとって“頼りになる先輩”として抜群の存在感を発揮してこられた人材だけに残念です。しかし当たり前ですが、介護職も家庭では要介護者をかかえる家族の一員でもあります。

はちす苑の介護サービスの信頼感の源は吉宮さんの存在にあったといっても過言ではありません。後継者たちが、元課長が残した「誇りの福祉」をしっかり受け継いでいってくださることを願っています。

▽情報&ニュース

認知症の「ピアサポート」(10月10日、日本経済新聞)

認知症の人は相談相手が少なく、孤立しがち。症状が軽い当事者が悩みなどを相談し合うことで、不安を和らげる効果が期待される。厚労省は19年度予算要求に支え合い活動の経費として約5億6千万円を計上した。

認知症の初期段階は体が元気な人が多く、受けられる介護保険サービスは少ない。認知症と診断されて落ち込んでも頼れる場所や相談できる相手がいない人もいて、生活支援の必要性が指摘されていた。

こうした人たちを対象に一部自治体やNPOが、当事者やその家族が集まる機会を設けている。相談内容は家族との関係や将来への漠然とした不安など様々。同じような境遇の人同士のため悩みを口にしやすく、精神的な負担を減らすことができる。

こうした同じ病気や障害などの問題を抱える当事者らが集まるのは「ピアサポート」活動と呼ばれる。厚労省は認知症についても効果があるとみて、全国の自治体などにも取り組みを広げていきたい考えだ。備品代や会場使用料など経費の半額を補助する制度を新設する。

認知症の人は高齢化とともに増加する見通しで、対応が社会的な課題になっている。同省研究班の調査では、認知症の人は12年の推計で462万人。団塊世代が後期高齢者となる25年には730万人に達する見込み。

15年に策定された認知症対策の総合的な国家戦略をもとに、認知症の人や住民が支え合う地域づくりが進められている。

同省の担当者は「症状が軽くても日常生活でちょっとした助けを求めている人が多い。認知症の人への支援が広がるきっかけにしたい」と話した。

ほんもののボランティア文化(10月3日、東京新聞『私説論説室』)

日本女子オープンゴルフ選手権(9月27~30日)で世界トップクラスの実力を見せつけて優勝した韓国の柳簫然(ユソヨン)選手が、毎日のラウンド後に欠かさず行っていたことがある。ラウンドに随行してスコアなどを大会本部に報告するスコアラーと、その組の選手の成績を示すボードを掲げて歩くボランティアの二人に「サンキュー」と声を掛け、ボールを手渡して労をねぎらうのだ。

プロゴルフのトーナメントは、ボランティア抜きでは運営できない。今大会では630人が登録し、一日350~400人がギャラリーの案内、誘導をはじめ選手の練習の手伝いなどに従事した。活動時間は一日5~8時間。帽子とウインドブレーカー、一日2食が支給され、交通費などは自費となる。

柳選手はボランティア活動が日常生活の一部となっている米国のプロツアーを主戦場としている。自分たちを無償で支えてくれるボランティアへの敬意を行動で示すのは当然であり、感謝された人たちの充実感も増す。

東京五輪・パラリンピックのボランティア募集が始まり、大学や企業に半ば強制的な派遣協力を要請しようとすることに疑問の声が出ている。そのような「仕方なく」参加した人たちに選手は心からの敬意は払わないだろうし、日本に本物のボランティア文化は根付かない。「上から目線」ではなく、ボランティア目線で考えてほしい。(鈴木遍理)

▽マイタウン

RUN 伴千葉 2018

認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを目指して、認知症の人もそうでない人も、みんなでタスキをつなぐイベント、名付けて「RUN 伴（ランとも）」。あらかじめ設定したゴールまで、当事者や家族、支援者、一般市民がタスキをリレーして走ります。2011年、北海道発のこのイベントは全国に呼びかけて行われ、今年は9月8日（土）、佐倉市においても開催されました。

南部地域包括支援センターではルミエール、めいわ、リホープの各施設に参加を呼びかけました。

<利用者2名と付き添いの職員2名が参加。おそろいのキャップ姿でユーカリが丘のコースを元気に走り、ゴールで次のランナーにタスキをリレー。応援にかけつけたご家族も感動のシーンでした>（ルミエール）

<利用者3名と職員3名が参加。応援の声の中をゴールして、利用者の見せた笑顔から、得るものの多かったことがうかがえた>（めいわ）

<市内の各地域包括支援センターや事業所の代表で構成された実行委員の協力があって一大イベントを終えることができた。反省会では来年度に向けてのアイデアも多く出され、来年も佐倉での開催を決めた。>

今回、当事者がボランティア用のバンダナ作成にあたり、不足分をよもぎの園が協力、また当日は根郷通所センターの作品販売を行ったほか、市内の障害者事業所も連携して参加するなど、分野を越えての地域イベントとなった。

「共生社会」というと難しい取組みのように感じてしまうが、このような連携と協力を、できる範囲でやればいいのではないかと思った>（南部地域包括支援センター）

Salon de ともいき始動

9月28日（金）、愛光ともいきプロジェクトの一つである「サロン・ド・ともいき」がスタートした。はちす苑、南部地域包括支援センター、南部地域福祉センター協働の事業であり、地域包括ケアシステム構築の一環としての地域交流の場としていきたい。

対象は、介護保険の要支援1又は2の方、事業対象者の方他、当日は7名の利用者と6名のボランティアが参加された。会場は南部地域福祉センターA棟作業室。午前10時から参加者及びボランティアさんに事業の説明を行い、その後講師による音楽体操（介護予防体操）を行った。体操後11時30分ごろより、お茶の時間を設け、歓談の時間とした。初めての顔合わせで、自己紹介等交流の場となった。参加者からは、「送迎があるから助かる」、「送迎してくれるので参加できた」、「家から出る機会になるのでよい」等の声が聞かれた。

この事業の目的でもある、家に閉じこもり傾向のある軽度の要支援者に外に出る機会を提供し、認知症予防に繋げていくことができれば、と思われる。

この日に先立ち、9月12日地域ケア会議の関係者7名で千葉市地域支え合い型通所支援事業を行っている特定非営利活動法人アワーズ美助っ人クラブの事業所を見学した。

会場は千葉市若葉区小倉台にある集会所。約20名の利用者が、2名のスタッフの支援を受けて、楽しく元気に音楽体操やレクリエーションを行っていた。体操の後の「お茶会（歓談タイム）」に参加させていただいた。「この集会所に来るのが楽しみになっている」という利用者の話を聞いた。この小倉台での活動も「Salon de ともいき」運営の参考にさせてもらい、ぜひ利用者が来るのを楽しみにするようなサロンを作り上げていきたい。

（南部地域福祉センター所長：横川民夫）

この姿勢から何を学ぶか

「施設内虐待事件」

「職員を解雇」

こんな刺激的なフレーズが目飛び込んできた。福祉施設の広報紙としては異例の記事と言っている。しかもよく知っている近隣の「あの施設で」となるとその衝撃はひときわ大きい。理事長の声明のスタイルで書かれている記事によると、事件の概要と法人の対応の要点は次のとおりである。

認知症のある特養入所者から

「A職員から暴行を受けた」

との訴えがあった。事実関係を当該職員に質したところ、そのような疑いを否定した。しかし被害を訴えた入所者の顔面に暴行の痕跡（あざ）が認められたので、A職員に対して自宅待機を命じた。事件翌日、理事長、施設長、事務長が協議し職員による入所者虐待行為と認定し監督機関（県・町）に報告。その翌日、A職員に対して法人は諭旨解雇処分を言い渡した。

事件の発生原因。①虐待防止意識のない職員の存在を把握できなかったこと、②介護現場への「人の眼」が不足していたこと、③虐待＝犯罪行為という認識が職員全体に欠けていたこと、の3点が挙げられている。

なお、再発防止のための方策についても述べられているがここでは省略する。

まずは不祥事を公表した組織のトップの姿勢に敬意を表する。組織内の“不都合な情報”の発信には消極的になりがちだ。関係者に向けるだけでなく、このような形で公表に踏み切る決断は重い。社会福祉法人の公共性、公益性の自覚があればこそ、であろう。

ただ対応として、虐待の事実を当該職員が否定している状況で「認定」されていること、刑事事件としての被害届は必要ではなかったのかということ、また諭旨解雇処分決定の手続きに理事会等の関与があつてしかるべきではなかったかといった点に疑問は残る。

実は、この件と相前後して、やはり隣接する地域にある障害者施設において、職員による女性入所者に対する性的虐待事件があつた。こちらは警察への被害届がきっかけで職員は逮捕され、メディアでも取り上げられた。しかしこちらの社会福祉法人からの発信は届いていない。好対照の対応姿勢である。

組織内でのコンプライアンス（法令遵守）義務違反行為にどう対応するか。虐待防止法や差別解消法施行後、福祉施設関係者としてはますます神経過敏とならざるを得ない昨今である。法人内ルールで制裁を加えるにしても、判断基準や処罰の程度はより厳しくなっている。どこまで情報発信すべきかも悩むところだ。

以前、事案に対する過大評価と過小評価という観点から書いた（2017年2月、No.155）。組織内で起こった不祥事案（違法行為、苦情や公益通報による訴え・告発等）に対して、事実認定の後、事案をどう評価するかの決断を迫られる。それによってペナルティをどの程度にするか。そして、どの範囲に情報発信すべきか…と。

自らの使命を自覚するなら、それがサービスの質や職業倫理に照らして、地域社会からの信用を損ないかねない行為であれば、事実を明らかにし、法人としての姿勢を示すのをためらってはなるまい。ただ他方で人材あつての仕事であるからと、リスクやストレスを職員にあまり負わせたくないという意識もはたらく。

しかしいまや社会福祉法人は善意の持ち主の集団であるから、という甘え（言い訳）は通用すまい。組織を守るつもりが逆に仇になる例をさんざん見ているはずだ。

要は、どこを向いて社会福祉法人の経営にあたっているかという認識に立って、具体的事実の前で態度表明をすべきである。

（法澤 奉典・のりざわ とものり）